

## 教育長定例記者会見 会見録

日時：令和5年2月14日（火）14時00分～

場所：教育委員室

### 発表項目

- ・ 公立学校職員の懲戒処分について

### 質疑事項

- ・ 公立学校職員の懲戒処分について
- ・ 紀南地域における高校統廃合について
- ・ 卒業式におけるマスクの着用について
- ・ 県立学校職員の文書訓告について
- ・ 県立高校における生徒自死事案に係る第三者委員会について

### 発表項目

- ・ 公立学校職員の懲戒処分について

本日、公立学校職員の懲戒処分を行いました。児童生徒や保護者の皆様はもとより、県民の皆様のご信頼を損なうものであり、県教育委員会を代表いたしまして、深くお詫び申し上げます。それでは、お手元の配布いたしました資料に沿ってご説明を申し上げます。処分年月日は本日2月14日です。本日、6人に対して処分を申し渡しております。1点目が、四日市市立朝明中学校教諭川崎信太郎男性35歳、処分内容は免職です。事案の概要は、昨年7月23日、24日、26日に、四日市市内の商業施設内の店舗エスカレーターにおきまして、女性の背後からスカート内を撮影する目的でサンダルと足の裏の間に、スマートフォンを忍ばせ、スカートの下に差し入れて動画撮影をいたしましたものであります。7月26日は、朝明中学校の体育館女子トイレに侵入し、トイレの様子を撮影する目的でトイレ内個室に小型カメラを設置いたしました。小型カメラには盗撮に関する映像が映っていなかったということです。このことにより、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例違反及び建造物侵入の疑いで起訴され、12月5日に罰金70万円の略式命令を受けたものです。2点目は朝日町立朝日小学校教諭男性57歳です。処分内容は停職6月です。事案の概要は、昨年7月19日に桑名市内のコンビニエンスストアにおきまして、たばこ3箱を窃盗し、店の外へ出ようとしたところ、店員から声をかけられ、警察へ通報されたものです。この他、同じコンビニエンスストアにおいて、6月下旬にたばこ2箱、7月10日にたばこ2箱を窃盗したものです。当該教諭からは辞職願が提出されておりまして、本日付で辞職を承認いたしました。3点目が四日市市立羽津小学校講師女性31歳です。処分内容は減給10分の1、1月です。概要は昨年、7月14日の午後6時半頃ですが、勤務終了後、帰宅のた

めに自家用普通自動車を運転し、四日市市内の市道を時速 30 キロメートル程度で走行していたところ、横断歩道上で歩行する女性に気づくのが遅れ、急ブレーキを踏みましたが、間に合わずに、衝突させました。その結果、女性は路上に転倒し加療約 3 ヶ月を要する腰椎椎体骨折等の傷害を受けたものです。12 月 15 日に罰金 70 万円の刑事処分、12 月 21 日に免許停止 60 日間の行政処分を受けております。4 点目が菰野町立朝上小学校教諭女性 33 歳で、処分内容は減給 10 分の 1、1 月です。事案の概要は、昨年 5 月 31 日、午後 2 時 30 分頃、私用ですけれども自家用普通自動車を運転し、四日市市内の国道 1 号線ですけれども、信号機のある交差点を時速 10 から 15 キロメートル程度で、右折する際に、横断歩道上を歩行する女性に気づくのが遅れて、女性に自車の左前部を衝突させたものです。女性は路上に転倒し、加療約 8 ヶ月間を要する頭部打撲傷等の傷害を受けました。12 月 6 日に運転免許停止 30 日間の行政処分、12 月 21 日に罰金 70 万円の刑事処分を受けたものです。5 点目が鈴鹿市立千代崎中学校教諭女性 61 歳です。減給 10 分の 1、1 月です。事案の概要ですけれども、昨年 7 月 31 日の午後 7 時頃、私用で自家用普通自動車を運転し、奈良市内の市道を時速 30 キロメートル程度で走行していたところ、横断歩道付近を歩行する女性に気づくのが遅れまして、自車の左前部を女性に衝突させたものです。その結果、女性は路上に転倒し、加療約 3 ヶ月を要する骨折等の傷害を受けました。12 月 7 日に、他の交通違反と合わせて、運転免許停止 60 日間の行政処分と 12 月 20 日に罰金 50 万円の刑事処分を受けております。6 点目が県立特別支援学校つばさ学園の学校労務員男性 61 歳です。処分内容は減給 10 分の 1、1 月です。事案の概要ですけれども、昨年 9 月 15 日の午後 3 時 30 分ごろ私用で自家用普通自動車を運転して、名張市内の市道を時速 40 キロメートル程度で走行していたところ、反対車線側が渋滞していて、その車両の間から車道を横断しようとした男性に気づくのが遅れて、自車の左前部を男性に衝突させたものです。男性は加療約 3 ヶ月間を要する骨折、外傷性くも膜下出血等の傷害を受けました。令和 5 年 1 月 4 日に 60 日間の運転免許停止の行政処分を受けております。今後の対応ですけれども、まず児童生徒の健全な育成を指導する責務を担う教職員によるこうした行為ですけれども、学校教育に対する信頼を著しく損なうものであり、こうした事案が発生したことを県教育委員会としても重く受けとめております。まず本日付で、各市町教育委員会教育長並びに県立学校長に、事案の概要と再発防止の取組を文書で通知し、教職員の服務規律の確保を徹底いたします。今回の処分事案のうち、盗撮、窃盗は教職員としてはもとより、社会人としてあるまじきものであり、各学校においては、令和 3 年度からコンプライアンス・ミーティングをしておりますけれども、そうした場や職員会議の場を通じて、改めてこのことを徹底し、不祥事の根絶に取り組んで参ります。今回、交通事故で 4 件処分するに至りましたけれども、横断歩道上の事故が多いわけですけれども、三重県警察による横断歩道における歩行者優先の取組であるアクション 38 キャンペーンというのがなされております。我々もこのリーフレットを各学校に配布し、改めて横断歩道手前の減速・停止、横断歩道における歩行者優先を徹底するなど、安全、運転に取り組んでまいります。また、警察のご協力を経て、今回の 4 つの事案につい

で見ていただきながら、このリーフレットは本日配って、教職員に周知徹底いたしますが、改めて、こういった今回の事案で注意すべきであったかということについても、警察のアドバイスを受けて、そういったものを我々県教育委員会がまとめて各学校での今後のコンプライアンス研修に、活用できるよう取り組んでいく予定です。

### 発表項目に関する質疑

#### ・公立学校職員の懲戒処分について

(質) 今回、盗撮と窃盗と交通事故4件の計6件の懲戒処分の発表となったが、今年度は計どれくらいか。

(答) 今年度は、以前に2件処分しておりますので、今回の6件と合わせて8件の懲戒処分となります。

(質) 令和4年度ですか。

(答) はい、令和4年度です。

(質) これは例年と比べて、どういう状況になっているか。

(答 教職員課) R3年度が懲戒処分で7件、R2年度は8件という状況です。

(質) 教職員の懲戒処分の数が毎年減っていないというか、同水準で推移していて、今回は盗撮を繰り返している職員も処分されましたけれども、改めて教育長として今年だけではなくて、今までの取組がどう周知されていないのか、上手くいっていないのか、どうでしょうか。

(答) 令和2年度にですね、服務規律違反、処分に至らなくても不適切な教職員の言動により生徒が傷ついたりした事案がございました。令和2年度に外部の方の意見も参考にしながら、不祥事を根絶していこうという取組を教育委員会でさせていただいて、令和3年度から不祥事根絶の推進委員会を設けるとともに、各学校で具体的に活用できるハンドブックを作成させていただいたところです。今回、不祥事が生じた学校の状況も把握するよう、教職員課に確認させたところ、令和3年度から各学校でコンプライアンス・ミーティングをしているが、その学校でもコンプライアンス・ミーティングをなされて、その後不祥事に至っているということがありましたので、改めて原点に戻って、そういう取組をもっと自分事として教職員が認識して、しっかり教職の仕事を全うできるようにするにはどうすればいいか、市教委も自分の責任を持って考えてもらいながら、我々、任命権者である県教育委員会も改めて捉えなおして、今後の服務規律の確保を徹底して臨みたいと思っている。新しい年度になったら、教職員への研修や管理職への研修がありますので、今回の事案を反省に、教職員が本当に信頼される職であるという服務について徹底したいと思ひますし、教職員の面談も管理職はしますので、そのときも改めて徹底したいと思ひております。

(質) もう1点だけ資料(1)についてですけれども、盗撮ということで、その学校の生徒からしたら、自分の学校の先生が商業施設においてスマートフォンで盗撮していたこ

とに加えて、自分の学校でも女子トイレで盗撮していたということになると、かなり生徒への心理的な負担というか感じている子もいたと思うのですが、そういうフォローというのももう既にしていますか。心理的な部分では。

(答 教職員課) 各学校に、スクールカウンセラーとかを配置したりしていますので、適宜ご希望があれば相談に乗れる体制を取っているということです。

(答) おっしゃるように、中学校で学ぼうとしている生徒にとって、信頼しているはずの教職員がそういうことをするというのはあり得ない話ですので、市教委の方と、どういふふうな対応にするかというのは、この事案を我々が把握した時から強く要請しております。それで、おっしゃるように再発防止はもちろんなのですが、そうした生徒の気持ちをどう受けとめて、本当にどういったケアとか必要な支援をしていくかも大事ですので、そこはこの事案が生じた時から、該当市の方でもやっているというところでは。

(質) 四日市市教委としては何をしたかという、カウンセラーさんとの面談とかもやったというような報告を受けているということですか。

(答 教職員課) そうです。

(質) 資料(1)の盗撮の関係で、まず発覚の経緯は。

(答 教職員課) これは四日市の書店で、スマホで盗撮をしていたところを店員に不審な行動をしていたということで、警察の方に通報されたというものです。

(質) 逮捕はされたのですか。

(答 教職員課) これ7月26日に四日市市内の商業施設にて、そういうことがあったのですけれども、その翌日27日に逮捕されたということです。

(質) 事案としては計4件ということでのいいのですか。商業施設3件と学校1件の4件。

(答 教職員課) 実は、この23日、24日にそれぞれ2件ずつやっております。それから26日は、3件やっております。プラス学校で設置したということで、学校で設置したものは撮れてはいなかったのですけれども、それも含めると8件ということになります。

(質) この県の迷惑防止条例違反と建造物侵入の疑いで起訴ということですけど、迷惑防止条例違反の起訴は、商業施設と学校も含めて8件と。

(答 教職員課) 8件ですね。それで商業施設のうちの2件で示談が成立しておりまして、その2件については起訴の対象じゃなかったということで、6件の部分で。

(質) 6件で起訴ですね。

(答 教職員課) そうです。

(質) 6件が起訴で、2件は示談での不起訴で、6件とも建造物侵入も合わさってきているということですかね。学校のところ。

(答 教職員課) 建造物侵入は学校の部分になりますので、迷惑防止条例のところは全部関わってくるところとなります。

(質) 分かりました。あと、本人のなんか反省の弁だとか動機の部分は。

- (答 教職員課) 動機の部分は、以前から盗撮に関して興味があったということでしたということで、6月にインターネットでそういうカメラなんかを購入して、それで学校に設置してしまったということと、それと商業施設ではスカートを履いていた女性を見て、盗撮したいと考えてやったと聞いております。
- (質) 略式命令が出ているということで、こちらはもう納付されているのかどうかということ具体的に。
- (答) 納付されています。
- (質) これ処分が出たのは、四日市簡易裁判所それとも四日市市の方ですか。
- (答) 四日市です。四日市簡易裁判所から罰金70万円の略式命令を受けて、12月5日に受けて12月16日に納付しております。
- (質) 7月27日は中学校の盗撮も逮捕に入っていますかね。
- (答 教職員課) これは入っていません。
- (質) そうですね。逮捕の発表は多分商業施設の盗撮だけだと思うのですが、その後調べる中でその中学校のことも分かって、起訴の段階ではそれも追加されて起訴されたということですかね。
- (答 教職員課) そういうことです。
- (質) その略式命令というのは、中学校も全部合わせて最終的な処分は6点ということですかね。
- (答 教職員課) そうです。
- (質) 本人から何か中学校で盗撮をした人に関して、何か述べていることがありますでしょうか。
- (答 教職員課) 勤務校の生徒、校長や同僚の先生方にも迷惑をかけてしまい大変申し訳なく思っています。地域、保護者、生徒からの信頼を失ったことから、大変申し訳ない気持ちです、ということです。
- (質) 逮捕されて免職になるまでの間というのは勤務だったりとかどういうふうに過ごされていたのか。
- (答 教職員課) 病気休暇を取得しております。
- (質) 逮捕された後からずっと学校の現場には戻っていないという。
- (答 教職員課) そうです。
- (質) これ免職ということは退職金が出ているのですか。
- (答) 退職金は出ません。
- (質) この方の経歴について教えていただきたいくて、川崎教諭はずっと四日市市で公立中学校の教諭をされていたのでしょうかというのが1点と、お分かりになる範囲で、過去に同じような犯罪ですとかそういったことを犯していないかということをお教えいただけますでしょうか。
- (答 教職員課) 学校に講師として勤務したり、教諭として勤務したりしているのですが、

両方とも四日市市内の学校で働いておりました。それから、過去には懲戒処分もしておりませんし、過去そういうことがあったというのは聞いておりません。

(質) 他の地域で教師をしていたということもないと。四日市市外で。

(答 教職員課) それはないです。

(質) 移ってきたとかそういったこともないですかね。

(答 教職員課) 学校は違いますけれども、四日市市内です。

(質) 朝日小学校の教諭の方は逮捕されていないということによろしかったですか。

(答 教職員課) そうです。

(質) 交通事故が4件あると思うのですけれど、このうち罰金処分が3人の方に出ていると思うのですけれども、全員納付しているかどうかはわかりますか。

(答 教職員課) 全員納付しています。

(質) 2人目の朝日小学校の先生で、これ、たばこは万引きではないのですか。

(答 教職員課) いわゆる万引きになります。

(質) コンビニでたばこはレジの中にあるような気がするのですけれども、もう少し具体的に。

(答 教職員課) その時は店の先に出ていたということで、普通はタバコがショーケースの中に入っていると思うのですけど、そういうのではなくて店のところに出ていたということなんです。

(質) 自由に取れるところであって、たまたま万引きしたと。

(答 教職員課) そうです。

(質) 警察に通報されたけど、逮捕されなかったのは何か理由があつたりするのですか。そのあと何か任意で調査はされて、刑事処分には何もならなかったということですか。

(答 教職員課) そうです。

(質) 刑事手続きは一切経てないのですか。

(答) これは書類送検されて、不起訴処分となっております。

(質) 出ようとしたところを店員から声をかけられたということは、盗んだのですかね、盗もうとしたのですかね、この時。

(答 教職員課) 店を出た状況です。出ようとしたところで。

(質) 窃盗未遂じゃなくて、一応、書類送検上は窃盗ということになっているのですかね。

(答 教職員課) そうです。

(質) 不起訴の件なのですけど、起訴猶予なのか、嫌疑不十分なのか、その辺はどちらとかわかりますか。

(答 教職員課) 起訴猶予となります。

(質) 当然、書類送検をしたのは桑名警察署ですか。

(答) 桑名署です。

(質) なんで盗んだとか、謝罪のコメントなどはあるのですかね。

- (答 教職員課) 6月の時に、たまたま煙草を隠すつもりはなかったのですけれども、隠れて一部払わなくても済んだという状況がありまして、それでうまくいったものですか、達成感だとか、お金が惜しかったという思いもあって、7月にも続けたということです。
- (質) 今、教職員課さんの解説付きで言ってもらっているのだけれど、本人としてもそのように、まさに言ったということなのですかね。
- (答 教職員課) そうですね、6月の時に。本人がそういう風に言っています。
- (質) 6月にたまたま支払わなくてよかったことがあり、でいいですか。その時に、それでうまくいったということは、その時も盗んでいたというではなくて。
- (答 教職員課) 盗んでいたということです。
- (質) これは6月上旬のことですか。
- (答 教職員課) 6月下旬です。
- (質) 謝罪の言葉とかはないですか。
- (答 教職員課) 「勤務校の児童や、校長や同僚の先生方に大変ご迷惑をおかけし、大変申し訳ありませんでした」ということです。
- (質) 1件目の朝明中学校の事案なのだけれど、わいせつ行為というか性犯罪だと思うのですが、昨年度も盗撮で懲戒処分があり、一昨年も盗撮で懲戒処分があり、毎年毎年、同じ性犯罪での懲戒犯罪がここ数年続いていると思うのですが、その度にコンプライアンス研修をしっかりとします、教員への研修をしっかりとします、で終わっているような印象があって、何も改善されていないような感じなのだけれど、また今回も教員への研修で終わらせるのか、とにかく今までの対策が足りないというか、教員研修では終わらないような気がするのですが。その辺の覚悟というか、同じようなやり方でいいと思っているのか、その辺りを教えてください。
- (答) この四日市市立の朝明中学校で、1学期ということで、きちんと月日を確認できていないのですが、研修を行っています。それも盗撮とかわいせつに係るコンプライアンスの時間を取って、コンプライアンス研修を行っています。当該教諭も参加していたということです。その後こういう事態を起こしています。ですので、もう一度、そのところを改めて、研修というものの材料というか教材というか、そういったものが不十分なのか、それとも各学校でのやり方にもう少し工夫があるのか、あるいは中学校の他の教員にもよく聞いて、やはりこれだと自分事にならないのかということ、しっかり四日市市の方に要請して確認したうえで、改善すべき事項というものがあると思いますので、このまま漫然と同様の形での研修をするようにという指示だけでは、本当に児童生徒の安全というのが確保できるのかということがあると思いますので、そこは引き続き、教職員の資質向上ということで常に意識を持つということは大事だと思いますので、本当に覚悟をもってしっかりと取り組みたいと思います。
- (質) その1学期のコンプライアンス研修というのは、誰が講師として行ったものなのですか

か。

(答 教職員課) 学校長です。校長先生を中心として、校内の研修で行っていたと。

(質) 校長先生が研修するのですか。

(答 教職員課) 資料を使って、コンプライアンスハンドブックの資料を使って職員がそれぞれ研修をします。

(質) 校長先生は誰に研修を受けているのですか。

(答 教職員課) 昨年度も残念ながらそういうことが起こったということもあって、わいせつと盗撮の事例をフォーカスしまして、起こった事例に沿ったような形で、こういう事例があったのだけれども、どうすべきかということで話し合いをさせるということで、県教委の方が資料を提供して、市教委を通じて各校でやっていただいたということです。

(質) 研修の内容なのですが、過去にあった例えば事例とかを出して、何を話し合ったりするのですか。

(答 教職員課) まずは原因とか問題点はどこにあるのかとか、防止のために対策としてどういうことをやったらよいのかということ話し合ってもらおうということです。各学校によってやり方はいろいろあるのですけれども、我々はそういうところをねらいにしながら、進めていく方の、進める時の支援になるような形で、こういうやり方でやったらいかがでしょうかというような文書も作ってサポートしているという状況です。

(質) それで、やっても今回は全く意味がなかったということで発生したと思うのですけれど、四日市市教委の意見も聞きながら、それはどうしたらいいかということ今後検討していくということですか。

(答) そうですね。校長なり我々が伝える内容や伝え方も、そういうことが反映されているのか。先ほど申し上げた、校内でのこういう研修のやり方とか研修の内容が伝わるようになっているのか。昨年、その研修を受けた教職員にも確認して、どうだったかということです。そういった面で改めて点検して、次年度に、次こそ自分事として、教職員一人ひとりがしっかりと責務を果たせるように、捉えるようにやっていきたいと思えます。

(質) それはいつ頃までにやるとか、だいたい夏休みくらいとか。

(答) 学校での研修ですか。

(質) 聴き取りして、研修のやり方を改善するというのはいつまでにやって。

(答) それは今年度中にします。

(質) 新年度からすぐそういう新しい研修ができるようにするという。

(答) そうです。新しいというか、改善します。

(質) それぞれの生年月日とかってわかりますか。

(答 教職員課) 生年月日までは申し上げられないのですけれど、明日の時点で年齢が変わるとか、そういうものではありません。

(質) 今週中くらいだったら全然変わらない人たちですか。少なくとも明日記事にする分に



は問題ない。

(答) そうです。

(質) 交通事故は、はねたのは全員歩行者ということでよろしいですかね。

(答 教職員課) そうです。

(質) 資料(6)の方も歩行者と書いていないけど、車道を横断しようとしたというのは、歩いて横断しようとしたということですね。

(答 教職員課) そうですね。6番目の方はカートを押して歩いていたということです。

### その他の項目に関する質疑

#### ○ 紀南地域における高校統廃合について

(質) 高校の統廃合の関係ですが、紀南地域の協議会があったと思うのですが、そこで木本高校と紀南高校の統廃合のことで、両校統合してそれぞれの校舎を残すという最終合意に至って、最終判断は県教委がすると思うのですが、統廃合については地域とか生徒さんにかなり影響があるところだと思うのですが、教育長としてはどう考えていて、どういう判断をいつまでに出したいとか、そういうことは考えていらっしゃいますか。

(答) 紀南地域の活性化協議会をさせていただいて、今年度だけではなくて、昨年度、一昨年度から、本当に地域の方や教育関係者、多くの方に真摯に議論していただいています。我々も教育政策課を中心にその中に入れていただいて、今後の子どもの状況とか、そもそも高校において、今後どういった教育内容が望まれるべきかということを議論いただきました。その議論は本当に真摯なもので、私としても、今回協議会で認識していただいた方向性について、その内容で、今までもいろんな議論をさせていただきましたし、いろんな取組をさせていただきましたので、今までの取組も生かせるものとなると思いますし、今後、あそこで学ぶ高校生にとっても一つの姿だと思いますので、そのことをしっかり受け止めて、我々もその内容でこれから進めていきたいと思います。具体的な形もそうなのですが、校舎を残しての統合という形になりますので、両校舎の連携とか、一体的になった運営とか、それぞれの特色を生かした教育内容がより重要となりますので、来年度そこをしっかりと構築して、具体的内容につなげていきたいと思えます。

#### ○ 卒業式におけるマスクの着用について

(質) 文部科学省が10日付けで卒業式のマスクについて着けなくてもいいという通知を出されているそうです。今日、知事会見でも、昨日付けで県教委の方から通知を出したという発言が知事からあったのですが、具体的に何を各市町教委、県立学校に求めたのか教えてください。

(答) 文部科学省から、知事の会見にもありましたけど、2月10日付けで文部科学省初等

中等教育局から、卒業式におけるマスクの取扱い等に係る通知がございました。基本的に、三重県教育委員会としても通知の内容をふまえて、各県立学校において適切な実施に努めてくださいという旨を昨日、各県立学校長あてに通知いたしました。そういったことを、県立学校は対応する旨を各市町教育委員会の方にも通知をさせていただいたところですが、内容的には、卒業式において児童生徒と教職員が式典全体を通じてマスクを着用せずに出席することを基本ということに、文部科学省の方で感染症対策本部での議論を受けてされておりますので、我々もそれをふまえて、そのことを基本にということが通知の中に書かれています。それで、その際の留意事項というのも換気の徹底でありますとか、手の消毒などの感染対策を講じるということがあります。それから加えて、我々が留意してほしいということで申し上げたのは、文科省の通知にもあるのですが、そのマスクの着用、着脱というのを強いることのないようにするというので、それは基礎疾患があるとか、感染不安を抱いてマスクの着用を希望する生徒もいること、マスクの着用の有無によって差別、偏見等がないよう指導を行うということについて、我々も、重ねて県立学校長の方に昨日文書にして通知したところです。

(質) 基本線としては、国の方針をそのまま展開したということで、マスクを着けずに式典、児童生徒、職員さんはマスクを着けずに式典に出席することが基本ですという通知をされたということですね。

(答) そうです。その通知をふまえて対応すべきということで。

(質) 最終判断は、各学校長さんが判断される。

(答) そうです。まず、基本はそういうことであると、出席することが基本とされているということと、それから、先ほど申し上げた留意事項の中で、児童生徒等、着脱が強いられることのないようにすることと、差別、偏見がないように留意すること、あわせて、各学校の方で適切に対応してほしいということを通知しました。

#### ○ 県立学校職員の文書訓告について

(質) 文書訓告、この前の脇腹をつねった事案、まず、あの行為を教育長としてどのように受け止めたかということ、簡単で大丈夫ですので。

(答) 生徒への指導という意味で、適切じゃない行為であると。

(質) ネットニュースとかで結構話題になっていて。要はあれを、どちらかと言うと教員側をかばうような。

(答) そうですか。

(質) 昔はあれぐらいのことはよくあったとか、生徒の方にも非が有るのではないかというコメントが相次いでいるのですが、教育長としては生徒への指導として、今おっしゃっていたようあるまじき行為だと。

(答) あるまじきというか、生徒との、生徒の教員への発言とか、教員がどう受け答えするかという観点において、教員の取った対応は不適切なものだと。

- (質) その指導という言葉が使われましたけど、その指導という観点。
- (答) 指導というか不適切な対応。
- (質) 極論、端的に体罰だと思われませんか。
- (答) つねったということがありますので、そういう意味では体罰に相当すると。
- (質) そこは、ちょっと私個人的になりますけど、あれは体罰ではないと思うし、だからと言ってネット上のコメントも私おかしいと思っていて、どういうことかと言うと、あれ教員の発言がまさにそれを物語っていますけど、腹が立ったからやったと言っているわけですけど、そうすると、体罰というのは、身体に、身体的でもって指導することが体罰ですから、体罰が良い悪い以前にあれは単なる暴言を受けたと、さると言われたことに対する単なる仕返しなので、それを教員の方自身が聞き取りで言っていますよね。ということは、体罰でもそもそもない、体罰以前の問題。単なる言葉に対する暴力への仕返しだと私は思うけれども、あれを教育委員会としてはあれを体罰として捉えてよろしいのかということ、どうですか。
- (答 教職員課) 身体的なものを捉えて、やっぱり体罰は体罰と、さらに、生徒の方に対して教員に聞きますと、冷静になれなかったところがありますので、そういうところはすごく反省しているし、自分として今後ちゃんとしていかないとあかんということで。
- (質) じゃあそうするとして、冷静になれずにその場で生徒に何か言われたから、仕返しみたいに、腹が立って、身体にけがをさせるかどうかに関わらず、身体的に指導を行ったような体罰はじゃあ昔からあったと。つまり、その指導の一環として身体的に体罰をするということは今だめですけど、昔はそういう体罰の名のもとに生徒からの言葉などに対する腹が立って仕返しをするということが体罰と言われていたかということですか。昔から。
- (答 教職員課) おっしゃる前提が難しいですけど、いずれにしても今は身体的な行為に及ぶということはよくないことですので、それで教員も、その教員もそうですし、他の教員もそうですけれども生徒から仮にそういうような行為や言動があつて、腹が立っただとしてもそういうような行動には及ばないようにしていくべきかと思っております。
- (質) 教育長もそれでよろしいですか。
- (答) 教員が生徒との関わりの中でいろんな指導をする中で、なかなか自分がこんなにしていてのにか、先ほど言ったことが次もできないとか、やると言ったことができていないとかいう時に、自分の感情が十分コントロールできないまま、あつてはならない言葉とか、あるいは、行動があるということについて、それは、その生徒に身体にも影響を及ぼすということがあるわけですけど、1件1件の事案を確かに見ないといけませんが、それは過去に指導という一環だったということがひょっとして、記者さんが言われたようなことがあるかわかりませんが、今のそういったことは1個1個どれが体罰かというのはありますけど、不適切な暴力、体罰に相当するのが体罰だというふうに1件1件見て今まで対応してきております。

○ 県立高校における生徒自死事案に係る第三者委員会について

(質) 昨日、県立高校の生徒が自死された事案で、第三者委員会の初会合がありましたけど、改めて教育長から第三者委員会でどういうことを議論していただきたいか、出てきた報告を受けて今後どういうふうに対応していきたいかとか何かあれば教えてください。

(答) まず、将来のある高校生が自死されたと、自ら命を絶ったということは大変重く受け止めております。亡くなられた生徒さんには、本当に心よりご冥福をお祈り申し上げますし、ご遺族にもお悔やみ申し上げます。昨日、1回目の調査委員会をさせていただきました。それで、その調査委員会において、どういったことがあったのかということで、調査をいただくということになりますので、その調査がしっかり行っていただけるように我々も努めていきたいと思っておりますし、そのご遺族の方のその思いを今後も受け止めながら調査が適切に行われるようにやっていただきたいなと思っております。

(質) 教育委員会としては第三者委員会、昨日も会見であったかもしれないですけど、再発防止に努めたいとか、あるいは、今回の事案の背景を明らかにして、ご遺族の方にちゃんと説明したとか、どういう思いで第三者委員会に調査を託すのか、どういうところを明らかにするのか。

(答) 文部科学省の方でも指針というのを出されておまして、その中でも事実関係の確認、自死に至ったわけですけど、その過程を丁寧に探るということと、再発防止策ということもそこでご議論いただくものであると言われておりますので、昨日、委員長の方でそういうふうにおっしゃっていただいたのかなと思っております。

以上、14時57分終了